

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の実施においては、経営プロセスの透明化を図り、PLAN-DO-CHECK-ACTIONの経営サイクルにおいて、取締役及び従業員の行動が法令及び定款に適合し、効率のよいものとなるよう努めております。当社は、当社が存在し、成長し続けることが可能となるためには、株主、従業員、取引先、地域住民などの全てをクライアントと認識し、これら全てのステークホルダーに対して社業を通じて貢献していくことが必要不可欠であると考えております。上記の基本的な考え方は、当社のみならず当社グループの他の会社にも共通したものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	328,000	3.26
木地 英雄	305,600	3.04
ビーエヌワイエム エスエーエヌバイ ビーエヌワイエム クライアント アカウント エムピーシーエスジャパン	250,200	2.48
栗村 昌昭	247,900	2.46
株式会社SBI証券	232,300	2.31
野村證券株式会社	151,400	1.50
資産管理サービス信託銀行株式会社	129,300	1.28
ノムラ ピービー ノミニーズ リミテッド オムニバスマージン(キャッシュピービー)	124,300	1.23
松井証券株式会社	111,500	1.10
三美電機株式会社	100,200	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北 政巳	他の会社の出身者											
堀 雅寿	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北 政巳		――	直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学で教鞭を執り経済学者として豊富な経験と専門知識を有していることから、選任いたしました。
堀 雅寿		――	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができると判断し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は密接に連携をとり、意見交換を定期的に行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
戸原 素	他の会社の出身者													
大橋 俊二	弁護士													
田代 芳英	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸原 素		――	経営者としての豊富な経験をもつことから、当社経営に対して指導及び監査を行うに適任であると判断し、選任いたしました。
大橋 俊二	○	独立役員	弁護士としての豊富な敬虔をもつことから、当社経営に対して指導及び監査を行うに適任であると判断し、選任いたしました ＜独立役員指定の理由＞ 社外監査役に就任以来、取締役会において、独立した見地から、適宜適切な意見を表明されており、今後も一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、中立・公正な立場から、経営に関する適切なモニタリングを実施されるものと判断いたしました。
			税理士として豊富な経験と幅広い見識を持つ

田代 芳英	○	独立役員	ことから当社経営に対して指導及び監査を行うに適任であると判断し、選任いたしました。 ＜独立役員指定の理由＞ 一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、中立・公正な立場から、経営に関する適切なモニタリングを実施されるものと判断いたしました。
-------	---	------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式給付信託を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役の別に各々の総額を開示しています。前事業年度（平成26年6月1日から平成27年5月31日）における報酬は、社内取締役3名に対し119,509千円、社外監査役3名に対し12,503千円、計6名に対し132,012千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は特に置いていません。
社外監査役は積極的に社内会議に出席して情報収集を行うことに併せ、日常の取締役や従業員の業務執行を十分にチェックできるよう以下の体制をとっています。

- 1) 社外監査役の席を業務執行の行われる部屋に置く。
- 2) 社内の会議への参加について、一切の制限を与えない。
- 3) 内部監査室長との緊密な連携を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会において決議された方針のもと、各業務部門が業務遂行します。役付役員は、業務部門を各々担当し、管掌します。

- ・取締役会

取締役会は3名の取締役で構成され、月1度の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時には、都度臨時取締役会を開催しています。また、監査役3名も出席し、取締役会の職務の執行を監督しています。取締役会への付議内容は、取締役会規程に定められた事項で迅速かつ的確に決議できる体制を整えています。

・監査役会

監査役会は、取締役会のみならず重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監督できる体制にあります。

・内部監査室

当社では、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化、経営効率の向上及び資産の保全を行うために、各ラインとは独立した社長直轄

の部局である内部監査室によって内部監査を実施しています。内部監査室は、監査役会及び会計監査人と密接に連携をとり、意見交換を定期的

に実施し、内部監査の質的向上に努めています。

・会計監査

当社の会計監査業務を執行した会計監査人は、誠栄監査法人であり、平成23年8月より就任しています。監査業務に係る補助者は、公認会計士1名であり、またその監査業務の審査は他の公認会計士に委託されています。

・コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、基本方針を定め、役員及び従業員がコンプライアンスを理解し、それに則った業務・運営をするよう努めています。コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし、内部監査室に事務局を置く「コンプライアンス委員会」を設置しています。コンプライアンス委員会は、教育・研修を行い、コンプライアンスの理解を図っています。また、当社は、社内においてコンプライアンス違反行為が起こった、若しくは起こりそうなときは、速やかに経営管理部長又は常勤監査役に相談・通報する体制を設けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値の最大化による株主価値の向上のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。経営会議による迅速な経営の意思決定と独立性及び専門性の高い社外監査役を含む取締役会並びに会計監査人及び内部監査部門との連携強化によるチェック機能の強化により法令の遵守及び透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使手続きの採用をとっています。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載し、株主総会への出席及び議決権の行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間・決算期)において決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算情報、適時開示資料、機関投資家向け会社説明会資料、事業報告書を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制当社は、コンプライアンスを内部統制及びリスク管理の最重要事項と位置づけています。

(1)代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」において審議します。

(2)従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでいます。

(3)また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しています。

(4)代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。

(5)情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。

(6)また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しております。

2. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しております。

(1)代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう、努めています。

(2)リスクの全社的対応は経営管理部 経営管理課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

(3)有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする「緊急対策本部」が、これにあたります。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を、法令又は定款に従って行っています。

(2)また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書(電磁的記録を含む。)の保存を行っています。

(2)重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。

(3)情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法、及び管理体制の強化に努めています。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営管理部 経営管理課としています。

(2)当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。

(3)経営管理部長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。

(4)内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。

(5)なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。

(6)また、経営管理部長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)代表取締役及び業務執行を担当する取締役(以下、「代表取締役等」という。)は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

(2)代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。

1)会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

2)会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたものの、又はその恐れのあるもの

3)社内外の環境、安全、衛生及びPL(製造物責任)に関する重大な被害を与えたもの、若しくはその恐れのあるもの

4)コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの

5)その他、上記1)～4)に準じる事項

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置きます。その組織並びに人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者となります。

(2)監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して、定期的に報告をしています。

(3)また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

9. 財務報告の信頼性を確保するための指針

財務報告の信頼性を確保することが、投資家を保護し、ひいては健全な証券市場の根幹をなすものと十分に認識して、内部統制を整備運用します。

(1)財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る主要な業務プロセスを可視化し、当社の全役職員が、その業務プロセスを遵守し、処理や統制を逸脱することがないように努めております。

(2)財務報告に係る内部統制の整備運用状況また評価後の不備やその是正活動状況は、毎月取締役会に報告されています。

(3)また、有価証券報告書の内容の適正性を確保するため、次の主な事項を実行しています。

1)各発生取引は、複数人で情報を共有しています。

2)社外へ提出する書類については、社長もしくは規程に定められた承認者の承認を得ています。

3)会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な処置をしています。

4)経理部門では、作成・確認・承認者を区別し、マニュアルに則った処理を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの考え方

(1)反社会的勢力に屈することは、これに与することを意味します。当社グループは、社会的責任を果たすため、これら反社会的勢力と厳として対峙します。

(2)代表取締役を筆頭に役職員は、自己又は会社のために、反社会的勢力を直接又は間接的に助長させる行為を行いません。また、反社会的勢力と取引のある会社との取引も、断固排除します。

2. 整備状況

(1)当社は、「コンプライアンス行動基準」において、反社会的勢力との対峙を掲げ、役職員に徹底しています。また、「コンプライアンス規程」及び「役員規程」等に、反社会的勢力との取引の禁止及び不当要求に対する対応等を規定しています。

(2)研修の実施や弁護士等外部専門機関との連携を強化し、公明正大な経営に努めてまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在は、特別な手当では講じておりませんが、業績向上による企業価値の増大に引き続き努めるとともに、買収者が

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
